

議案第13号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

令和元年10月31日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正 泰

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(学年及び学期) 第6条 (略) 2 学年を分けて、次の3学期とする。 (1) 第1学期 4月1日から <u>7月31日</u> まで (2) 第2学期 <u>8月1日</u> から12月31日まで (3) (略)	(学年及び学期) 第6条 (略) 2 学年を分けて、次の3学期とする。 (1) 第1学期 4月1日から <u>8月31日</u> まで (2) 第2学期 <u>9月1日</u> から12月31日まで (3) (略) <u>3 前項の規定にかかわらず、校長は教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を2学期に区分することができる。</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。